

保存版

みのりが丘区会 申し合わせ事項

2023 年 5 月 1 日

みのりが丘の生活をよりよいものとするため、区会規約の精神に基づき、以下の細目を申し合わせ事項として定める。

慶事

- 会員家族（同居に限る）が出産した場合、班長経由で役員に連絡する。お祝い金 5,000 円 を贈る。

弔事

- 会員家族（同居に限る）が亡くなった場合、班長経由で役員に連絡する。
- 香典は 5,000 円 とし、香典返しは不要。

環境美化

- ゴミは必ず収集日当日に所定の場所に出す。
- ゴミ置場の清掃は各班の話し合いにより輪番制にて行う。
- 除草剤の使用は、環境・健康その他を考慮して、自粛する。
- ペット（犬・猫等）の排泄物は飼い主が責任をもって持ち帰り処理する。
- 野良犬・野良猫および野生動物には餌を与えない。
- 野焼きは、条例に従い禁止とする。芝・植栽・雑草などの剪定・刈り払いゴミは燃えるゴミとして収集日に出すか、または近隣に拡散しないよう敷地内で処理する。

防犯・交通

- 防犯上の問題が生じた場合は、すみやかに区会役員に連絡する。
- 救急・消防・警察への出動要請が発生した場合は、当事者に協力する。
- 住宅街道路での車両速度は時速 30 km 以下とし、安全安心、ゆったりした生活の実現に努める。

平成 17 年 4 月 23 日 制定

（略）

平成 28 年 4 月 23 日 改定

令和 5 年 5 月 1 日 改訂 自治会を区会に統一